

(別紙3) 新型コロナウイルス感染症への対応に係る入所系(施設入所・グループホーム)サービスにおける在宅での臨時的なサービス提供の取り扱い等について

施設入所支援・共同生活援助

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、利用者が自宅に戻って生活する場合の本市の取り扱いは以下のとおりとします。

(1) 自宅での生活におけるサービス提供に係る要件

- ① 利用者や家族の方に自宅での生活を送ることについて、丁寧に説明を行い、その理解を得てください。また、家族の支援等により自宅での受け入れが可能であることを確認してください。
(上記の経緯について記録を残して下さい。)
- ② 原則として個別支援計画に基づき予定されていた当該利用者の利用日において、事業者が自宅への訪問、電話その他の方法により下記のア、イ、ウ、エの内容に基づいたサービス提供内容等について記録を行った場合に、報酬請求の対象とすることとします。
- ③ 記録の提出は不要ですが、「新型コロナウイルス感染症への対応に係る臨時的な休業または在宅支援の実施状況報告」を毎月提出してください。
- ④ これらの支援を行うことにより利用者負担が発生することについて利用者へ説明してください。

ア【利用者の健康管理・安否確認】

感染防止等にかかる衛生面のアドバイスや利用者の状態の聞き取り

イ【日常動作の指導、在宅生活における助言】

自宅での様子等を聞き取り、利用者の特性に応じた生活上のアドバイスや支援方法についての助言

ウ【利用者の不安に対する助言・情報提供】

利用者からの相談受付・情報提供

エ【生活水準の確認】

入浴・排せつ・及び食事等の介護が十分に確保できているのか確認、またそれらが良好に確保されていない状況であれば、直接的な支援に入るなどし、施設での生活と同じ水準が保たれるようにする

(3) その他

- ① 本取扱いの対象者は、明石市で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村における支給決定者については、所管の担当部局にご確認下さい。
- ② 本取扱いは、従来のサービス提供時の要件及び手続きを変更するものではなく、あくまでも新型コロナウイルス感染症対応に伴う臨時的な取扱いであることにご留意下さい。

【参考(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)】

- ① 令和2年2月20日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」
- ② 令和2年3月10日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」

時的な取扱いについて（第3報）」

- ③ 令和2年4月13日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」

以上

【問い合わせ先】 明石市 障害福祉課 自立支援係 (078-918-1344)